

教育委員会

教育公安委員会

【議案関係資料】

(3月7日追加提案分)

3月7日提出

目 次

課室名	タイトル	頁
教職員給与課	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案【議案第135号】	3

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案【議案第135号】

教職員給与課

1 改正理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第73号）による地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により住居等で勤務することを命ぜられた市町村立学校職員に対し支給する在宅勤務等手当を新設する等の必要がある。

2 改正内容

（1）在宅勤務等手当の新設

- ① 住居その他の場所において、勤務時間の全部を勤務することを、教育委員会規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対し、在宅勤務等手当（月額3,000円）を支給する。（第16条の3関係）
- ② 在宅勤務等手当を支給される職員で、通勤に自動車等を使用するものの通勤手当は、その額から、その額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。（第16条関係）
- ③ 勤務1時間当たりの給与額を算定する給与の基礎に在宅勤務等手当を加える。（第20条関係）

（2）災害応急作業等手当の新設

- ① 特殊勤務手当の種類に災害応急作業等手当を加える。（第17条関係）
- ② 重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う業務で教育委員会規則で定めるものに従事した職員に対し災害応急作業等手当（1日につき350円以内）を支給する。（第17条関係）

3 施行期日等

令和6年4月1日

ただし、災害応急作業等手当（第17条関係）は公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

新	旧
<p>第四条 給料は、第二十八条から第二十八条の四までの規定に基づく勤務時間による勤務に対する報酬であつて扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、へき地手当（第十七条の三の規定による手当を含む。第十九条及び第二十条第二項において同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、退職手当及び死亡一時金を含まないものとする。</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第十六条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 前項第二号に掲げる職員 支給単位期間につき、五万四千四百円を超えない範囲内で、自動車等の種類及び使用距離等の事情を考慮して教育委員会規則で定める額（第十六条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び短時間勤務職員その他の職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>三 略</p> <p>3 7 略</p> <p>（在宅勤務等手当）</p> <p>第十六条の三 住居その他これに準ずるものとして教育委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他教育委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、教育委員会規則で定める期間以上の期間について一</p>	<p>第四条 給料は、第二十八条から第二十八条の四までの規定に基づく勤務時間による勤務に対する報酬であつて扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当（第十七条の三の規定による手当を含む。第十九条及び第二十条第二項において同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、退職手当及び死亡一時金を含まないものとする。</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第十六条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 前項第二号に掲げる職員 支給単位期間につき、五万四千四百円を超えない範囲内で、自動車等の種類及び使用距離等の事情を考慮して教育委員会規則で定める額（<u>短時間勤務職員その他の職員で、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める職員に</u>あつては、その額から、その額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>三 略</p> <p>3 7 略</p>
<p>2 在宅勤務等手当の月額は、三千元とする。</p> <p>3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p>（特殊勤務手当）</p> <p>第十七条 略</p> <p>2 前項の特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 災害応急作業等手当</p> <p>3 5 略</p> <p>6 第二項第四号に掲げる手当は、職員が豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う業務で教育委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。</p> <p>7 第二項第一号及び第四号の手当の額は従事した日一日につき三百五十円を超えない範囲内で、同項第二号の手当の額は業務に従事した日一日につき二百円を超えない範囲内で、同項第三号の手当の額は作業に従事した日一日につき二百九十円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める。</p> <p>8 略</p> <p>（給与の減額）</p> <p>第二十条 略</p> <p>2 前項の勤務一時間当たりの給与額は、次に掲げる給与の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから教育委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 在宅勤務等手当</p> <p>四・五 略</p>	<p>2 在宅勤務等手当の月額は、三千元とする。</p> <p>3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p>（特殊勤務手当）</p> <p>第十七条 略</p> <p>2 前項の特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>3 5 略</p> <p>6 第二項第一号の手当の額は従事した日一日につき三百五十円を超えない範囲内で、同項第二号の手当の額は業務に従事した日一日につき二百円を超えない範囲内で、同項第三号の手当の額は作業に従事した日一日につき二百九十円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める。</p> <p>7 略</p> <p>（給与の減額）</p> <p>第二十条 略</p> <p>2 前項の勤務一時間当たりの給与額は、次に掲げる給与の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから教育委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三・四 略</p>